



平成29年10月1日現在の秋田市の人口<平成27年国勢調査の結果を反映した数値>

●人口▶311,178人(-289)…男▶146,631人(-119) 女▶164,547人(-170)

9月分 出生▶146人 死亡▶278人 転入▶518人 転出▶675人

●世帯▶136,075世帯(-80)

●1年前の人口▶313,668人 ()内は前月比



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

省エネシンポジウムの参加企業を募集!

「灯りコデーネーター」の結城未来さんの基調講演のほか、「かしい事業者の省エネ術」と題したパネルディスカッションや秋田市の補助事業の紹介など。

対象▶市内に、従業員5人以上の中小規模の事業所や店舗などを有する事業者

日時▶11月29日(水)午後1時15分～4時30分 **会場**▶にぎわい交流館2階展示ホール **先着**▶100人

申し込み▶県温暖化対策課(県庁5階、同課ホームページからも入手可)にある申込書を、11月22日(水)まで同課へ

●問い合わせ 市環境総務課
☎(888)5704

廃校となった校舎の利活用者を募集します

廃校となった雄和地域の4小学校の校舎などを有効活用するため、施設の利用を希望する個人・

法人を募集しています。詳しくはホームページをご覧ください。お問い合わせください。

対象となる旧校舎(所在地)

- ・川添小(雄和椿川字長者屋敷)
 - ・種平小(雄和種沢字戸草沢)
 - ・戸米川小(雄和戸賀沢字金山沢)
 - ・大正寺小(雄和新波字寺沢)
- 申し込み**▶12月25日(月)まで財産管理活用課へ。☎(888)5439

医療費の自己負担が軽減される福祉医療費の申請を忘れずに

次の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分(1～3割)が助成されます。

①子どもの福祉医療制度の対象

○1歳～全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり
2～6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり
小・中学生▶入院・通院ともに所得制限あり



*お子さんが1歳以上で、市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただきます。なお、医療機関や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいなかった家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象

重度障がい児(者)▶身体障害者手帳1～3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人は所得制限あり
高齢身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた。社会保険本人は該当しません。所得制限あり

*健康保険が変わったかたなどは、新しい健康保険証と印鑑を持って、次の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。

●申請と変更手続きの窓口

①子どもの福祉医療制度は 子ども総務課(市役所2階)
☎(888)5691
FAX(888)5693
②障がい児(者)の福祉医療制度は 障がい福祉課(市役所1階)
☎(888)5663
FAX(888)5664

：西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SCでは、①②とも受け付けます。

乳幼児、小・中学生の福祉医療制度の所得制限

次の「A」総所得額から「B」各種控除額を控除した額が、「C」所得制限基準額を超える場合は助成制度に該当しません。
また、父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。

④総所得額

・サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた▶市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額
・市・県民税を納税通知書で納付しているかた▶市民税・県民税納税通知書の「総所得①+②」欄の額

⑤各種控除額(控除の種類)控除額

雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除▶市・県民税の控除額と同額、社会保険料控除▶8万円、障害者控除(1人につき)▶普通27万円・特別40万円、勤労学生控除▶27万円

◎所得制限基準額(扶養人数)基準額
乳幼児：0人▶460万円、1人▶498万円、2人▶536万円、3人▶574万円
小・中学生：0人▶267万2千円、1人▶305万2千円、2人▶343万2千円、3人▶381万2千円

*ひとり親家庭などの児童、重度心身障がい児(者)および高齢身体障がい者の所得制限における各種控除額と所得制限基準額は、これらと異なります。

秋田市歴史叢書11

「誓願寺文書2」を刊行

秋田藩の城下町久保田の寺町にある浄土宗誓願寺に伝来したB5版/171ページ1千点におよぶ古文書のうち、寺務日記や寺務記録6冊を収録。誓願寺と湊屋敷との由来や庄内藩領民たちによる秋田藩への愁訴(つらい事情を嘆き訴えること)の記事など、貴重な資料が含まれています。

市役所分館1階の文書法制課文書・歴史資料担当で、1部1千円(税込)で頒布しています。☎(888)5428



生涯にわたって骨・関節・筋肉の健康を保ち続けることができるよう、簡単に安全にできる運動が満載の「秋田市いいあんべえ体操」がDVDになりました。DVDは、おもに65歳以上の市内の自主活動団体に差し

いいあんべえ体操のDVDができました!

11月8日は「いい歯」の日

問い合わせ 保健予防課☎(883)1178



■めざそう! `8020、ハチマルニイマル

`8020、運動は、80歳になっても20本以上の歯を保とうという運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができますと言われています。

生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように、健康な歯を保つことが大切です。

■よく噛むことでこんな効果が!

- ・唾液の量が増える ・胃や腸の消化、吸収を助ける
- ・生活習慣病の予防 ・食べ過ぎ防止
- ・脳の活性化や認知症予防
- ・むし歯・歯周病・口臭の予防
- ・やる気・集中力・体力が向上する など



高齢者はよく噛むことができないと、記憶・自立度・認知・運動機能などの低下が見られるという報告もあります。よく噛むことを心掛けましょう。

■歯科健診の受診をお忘れなく!

実施医療機関は、「秋田市の健診ガイド」または保健予防課ホームページでご確認ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/pr/kensin/s-itiran.htm>

おとなの歯科健診

今年度、30・40・50・60・70歳になるかたが対象です。受診は来年2月まで。料金は700円(70歳は無料)。

後期高齢者歯科健診

昭和16年4月1日~17年3月31日生まれのかたが対象です。受診は12月まで。料金は500円。

歯科健康電話相談☎(883)1178

平日の午前8時30分~午後5時に、歯科衛生士が、むし歯や歯周病などの相談に応じます。

上げます(原則1グループ1枚、なくなり次第終了)。個人の場合、最大で4週間お貸しします。なお、保健予防課ホームページから動画を視聴できます。**申し込み**▶11月6日(月)から保健予防課(市保健所2階)へ。申し込み後、保健予防課で直接お渡しします(郵送不可)。申込書は同課ホームページからも入手可

●問い合わせ
保健予防課☎(883)1178

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。日本年金機構ホームページ「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額を、さまざまなパターンで

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です

試算することもできます。
<https://www.nenkin.go.jp>

年金相談は事前予約で!
秋田年金事務所(保戸野)では、予約制の年金相談を実施しています。ぜひご利用ください。
相談時間▶平日の午前8時30分~午後4時30分と、第2土曜の午後1時30分~3時
申し込み▶秋田年金事務所お客様相談室☎(865)2379